

平成二十三年十二月に支給する期末手当の特例措置に関する規則をここに公布する。

平成二十三年十一月三十日

佐賀県人事委員会

委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第三十四号

平成二十三年十二月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

（減額改定対象職員となった者の改正県職員給与条例附則第三項第一号の給料等の月額算定等の基準となる日の特例）

第一条 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十三年佐賀県条例第三十一号。以下「改正県職員給与条例」という。）附則第三項第一号及び佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十三年佐賀県条例第三十二号。以下「改正学校職員給与条例」という。）附則第二項第一号の人事委員会規則で定めるものは、平成二十三年四月一日から同年十二月一日（同月に支給する期末手当について改正県職員給与条例第一条の規定による改正後の佐賀県職員給与条例（昭和二十六年佐賀県条例第一号）第十六条の五第六項若しくは第十七条第一項後段又は改正学校職員給与条例第一条の規定による改正後の佐賀県公立学校職員給与条例（昭和三十二年佐賀県条例第四十四号）第二十条第一項後段若しくは第二十二条第六項の規定の適用を受ける職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。）までの期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により次に掲げる者として勤務した期間である者とする。

一 佐賀県職員給与条例又は佐賀県公立学校職員給与条例の適用を受ける職員

二 佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年佐賀

県条例第五十九号)の適用を受ける職員

三 佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十二年佐賀県条例第六号)の適用を受ける職員

四 国家公務員

五 佐賀県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年佐賀県条例第五十九号。以下この条において「退職手当条例」という。)第七条第五項第二号に規定する地方公共団体等の職員

六 退職手当条例第七条第五項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員

七 公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例(平成十三年佐賀県条例第四十六号)第十三条第一号に規定する退職派遣者

2 改正県職員給与条例附則第三項第一号及び改正学校職員給与条例附則第二項第一号の人事委員会規則で定める日は、平成二十三年四月二日(同日から基準日までの期間において新たに職員となった日(当該期間において、職員が人事交流等により引き続き前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった場合における当該日を除く。))がある場合は当該日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日)から基準日までの期間における減額改定対象職員(改正県職員給与条例附則第三項第一号又は改正学校職員給与条例附則第二項第一号に規定する減額改定対象職員をいう。以下同じ。)となった日のうち最も早い日とする。

(在職しなかった期間等がある職員の改正県職員給与条例附則第三項第一号の月額(の算定等))

第二条 改正県職員給与条例附則第三項第一号及び改正学校職員給与条例附則第二項第一号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一 職員として在職しなかった期間（基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であつて、平成二十三年四月一日から基準日までの間に おいて、職員が人事交流等により引き続いて前条第一項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の属する月の前月までの間の月の中途において、同条第一項第一号から第三号までに掲げる者（以下この号において「佐賀県公立学校職員等」という。）であつた者から人事交流等により引き続き新たに職員となつた場合における新たに職員となつた月の初日から新たに職員となつた日の前日までの期間のうち佐賀県公立学校職員等として勤務した期間（以下この条において「佐賀県公立学校職員等期間」という。）を除く。）

二 休職期間（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）及び職員の分限に関する条例（昭和二十七年佐賀県条例第十八号）第二条第一号若しくは第四号のいずれかに該当して休職にされていた期間（給料の全額を支給されていた期間を除く。）をいう。）、専従休職期間（地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。）、大学院修学休業期間（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。）、派遣期間（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年佐賀県条例第三号）第二条第一項、公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例第二条第一項又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七第一項（同

法第二百九十二条の規定により準用する場合を含む。）の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、「育児休業期間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成二年法律第百十号）第二条第一項の規定により育児休業をしていた期間をいう。）、育児短時間勤務等期間（同法第十条第一項に規定する育児短時間勤務及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしていた期間をいう。）若しくは自己啓発等休業期間（地方公務員法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をしていた期間をいう。）」又は佐賀県公立学校職員等期間におけるこれらに相当する期間

三 停職期間（地方公務員法第二十九条第一項の規定により停職にされていた期間をいう。）又は佐賀県公立学校職員等期間におけるこれに相当する期間

四 佐賀県職員の育児休業等に関する条例（平成四年佐賀県条例第二号）第二十三条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年佐賀県条例第十八号）第二十四条第三項、職員の修学部分休業に関する条例（平成十七年佐賀県条例第七号）第三条若しくは営利企業等の従事制限の許可基準等に関する規則（昭和二十六年佐賀県人事委員会規則第十二号）第三条第二項の規定により給与を減額された期間又は佐賀県公立学校職員等期間におけるこれらに相当する期間

五 佐賀県職員給与条例第十二条若しくは佐賀県公立学校職員給与条例第十三条の規定により給与を減額された期間又は佐賀県公立学校職員等期間におけるこれらに相当する期間

六 減額改定対象職員以外の職員であった期間又は佐賀県公立学校職員等期間におけるこれに相当する期間

2 改正県職員給与条例附則第三項第一号及び改正学校職員給与条例附則第二

項第一号の人事委員会規則で定める月数は、平成二十三年四月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

一 前項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる期間のある月

二 前項第三号又は第五号に掲げる期間のある月（前号に該当する月を除く。）であつて、その月について支給された給料の額（佐賀県公立学校職員等期間のある月にあつては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額）が改正県職員給与条例附則第三項第一号又は改正学校職員給与条例附則第二項第一号に規定する合計額に百分の〇・四一を乗じて得た額に満たないもの

（平成二十三年六月一日において減額改定対象職員であつた者に含めない職員）

第三条 改正県職員給与条例附則第三項第二号及び改正学校職員給与条例附則第二項第二号の人事委員会規則で定める者は、平成二十三年六月一日において減額改定対象職員であつた者のうち、同日から基準日までの期間引き続き在職した者（当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により第一条第一項各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。）以外の者とする。

（端数計算）

第四条 改正県職員給与条例附則第三項第一号若しくは改正学校職員給与条例附則第二項第一号に規定する合計額に百分の〇・四一を乗じて得た額又は改正県職員給与条例附則第三項第二号若しくは改正学校職員給与条例附則第二項第二号に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（雑則）

第五条 この規則に定めるもののほか、平成二十三年十二月に支給する期末手

当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十三年十二月一日から施行する。
(平成二十二年十二月に支給する期末手当の特例措置に関する規則の廃止)
- 2 平成二十二年十二月に支給する期末手当の特例措置に関する規則(平成二十二年佐賀県人事委員会規則第三十四号)は、廃止する。